

# 工事請負契約書



注文者と受注者は、この工事請負契約書記載事項及び工事請負約款に基づき、工事請負契約を締結しましたので、その証として本書を.....部作成し、当事者が各1通を保管する。尚、工事内容に変更があり、請負金額及び工期等に変更が発生した場合は、工事変更指示書（様式1）を別途作成する。

平成.....年.....月.....日

注文者 住所.....  
氏名.....<sup>印</sup>

注文者保証人 住所.....  
氏名.....<sup>印</sup>

受注者 住所 愛知県 市 町\* - \* - \*  
氏名 株式会社  
代表取締役 山田太郎 <sup>印</sup>

施工者 住所  
氏名  
建設業許可 愛知県  
支払先口座 三菱東  
(力)

- 1、 工 事 名 ..... 邸外壁塗装工事 .....
- 2、 工事内容 別添 仕様書による 見積書による 設計図等図面による
- 3、 工事場所 愛知県春日井市鳥居松町 5 - 1 - 1 .....
- 4、 工 期 着手 平成.....年.....月.....日 契約の日から.....日以内  
完成 平成.....年.....月.....日 契約の日から.....日以内
- 5、 引渡時期 完成の日から.....日以内
- 6、 請負代金 金.....円 うち工事価格 金.....円  
取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金.....円
- 7、 支払方法 契約成立時 金.....円 工事着工時 金.....円  
工事出来高 5 0 %時 金.....円 完成引渡のとき 金.....円
- 8、 部分使用、部分引渡し 有 無
- 9、 個人情報の取り扱い 注文者は当該工事施工にあたり、受注者が注文者の個人情報および個人データを当該工事に携わる建築設計事務所および下請業者・協力業者等の第三者に提供することにつきあらかじめ同意する。受注者はこの個人情報および個人データを当該工事施工以外の目的で第三者に提供してはならない。
- 10、 注文者は、受注者が当契約に於ける施工を施工者に一括して請け負わせることを、事前に承諾したうえで当契約を締結したものと看做す。

# 工事請負約款

## 第1条 (総則)

り、誠実にこの契約を履行することとする。受注者はこの契約に基づいて工事を完成して契約の目的物を注文者に引渡し、注文者はその請負代金を支払う。

2

変更指示書等に基づき、この契約を履行する。

3

なく注文者に提出して、その承諾を得ることとする。

## 第2条 (使用承諾書の提出)

使用にかかる土地所有者の承諾書を提出するものとする。

## 第3条 (権利義務の譲渡等)

注文者は、受注者の書面による承諾を受けなければ、この契約から生

とはできない。

## 第4条 (保証人) 保証人がいる場合のみ適用する。

## 第5条 (一括下請負・一括委任の禁止)

受注者は、予め注文者に工事請負契約書第10条記載事項を説明し承諾を

第三者に請け負わせること、若しくは委任することはできない。尚、その

## 第6条 (工事の変更)

当事者間に工事の内容を変更せざるを得ない事情のあるときは、その変更の内容、工期並びに請負代金について、注文者受注者協議の上、書面(工

2

を賠償しなければならない。

## 第7条 (工期の変更)

受注者は、工事に支障を及ぼす天災、天候の不良、建築確認等の法令に

## 第8条 (一般の損害)

損害は、受注者の負担とする。

2

前項の損害のうち、次の各号の一つに該当するものは、注文者の負担と

[Redacted]

その他注文者の責に帰すべき事由による場合

第9条 (第三者の損害)

施工のために第三者に損害を生じたときは、受注者がその賠償の責を負

[Redacted]

注文者がその賠償の責を負う。

2 工事に關し、施工する上で避けられない事由で生じた紛議(日照妨害、

[Redacted]の

責任で注文者が処理し、受注者はこれに協力する。

第10条 (不可抗力による損害)

[Redacted]抗

力によって工事の既成部分、工事材料に損害を生じたときは、受注者は、  
事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2 [Redacted]め

られるときは、その損害を注文者が負担する。

3 [Redacted]も

のを前項損害額とする。

第11条 (損害保険)

[Redacted]

建築設備の機器などに火災保険または建設工事保険を付した場合、その証  
券の写しを注文者の請求があった場合、注文者に提出する。

第12条 (部分使用)

[Redacted]

と言う)は、契約書等の定めにより、注文者は部分使用に関する受注者の

書面による同意を得て、これを使用することができる。

2 [Redacted]に

反して受注者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 [Redacted]

4 部分使用につき法令上必要な手続きは、注文者が自己の費用で行う。

第13条 (部分引渡し)

[Redacted]る

場合(以下、部分引渡しと言い、引渡しを受ける部分を引渡し部分と言う)  
は契約書等の定めにより、注文者は部分引渡しに関する受注者の書面によ

[Redacted]

2 受注者は引渡し部分の工事が完了したとき、設計図書に適合しているこ  
[Redacted]合格  
しなければならない。

3 [Redacted]完了  
すると同時にその引渡しを受けることができる。

第14条 (完成、検査、引渡し)

受注者が工事完成の約1週間前に、注文者に事前検査を求め、注文者は

[Redacted]、

工事に不良個所があったときは、受注者は速やかにこれを修補して、完成  
検査を受けなければならない。

2 [Redacted]、

注文者は受注者に受領書を渡す。

3 [Redacted]完

了し、受注者は注文者に建物を引渡す。

第15条（請求、支払い、所有）

1 [redacted]の請求により、施行者に直接代金を支払わなければならない。尚、支払いに関する手数料は注文者の負担とする。

2 [redacted]所有となるが、その管理は引き渡し完了するまで受注者が行う。

3 支払いが金融機関の融資金でなされるために注文者の登記が必要な場合は [redacted]

第16条（履行遅滞、違約金、遅延損害金）

1 [redacted]ない場合、契約書に別段の定めがない限り、注文者は遅延日数1日につき、請負代金に対し年率10%の割合で計算した額の違約金を請求することができる。ただし、工期内に、部分引渡しのあった場合は、請負代金から部 [redacted]。

2 注文者が契約で定めた支払期日を過ぎても支払いがない場合、受注者は [redacted]た額の違約金を請求することができる。

3 [redacted]むことができる。

4 [redacted]理してもなお契約の目的物に損害が生じた場合、その損害は注文者が負担する。

5 [redacted]に

要した費用は注文者の負担とする。

6 [redacted]者の負担とし、天災等その他不可抗力などの理由によってもその責を免れることはできない。

7 [redacted]るときは、施工者は受注者に代わって権利を行使することができる。

第17条（瑕疵担保責任）

[redacted]定めて、受注者にその瑕疵の修補を求め、又は修補に代え、若しくは修補と [redacted]、かつ修補に過分の費用を要するときは、注文者は修補を求めることができない。

2 前項により受注者が瑕疵を担保する責任を負う期間は、引渡しの日から [redacted]類する建物その他土地の工作物若しくは地盤については2年とする。ただし、 [redacted]5年とし、2年を10年とする。

3 建築設備の機器、室内装飾、家具等の瑕疵については、引渡しの時、監理 [redacted]の責任を負わない。ただし、隠れた瑕疵については、引渡しの日から1年間担保の責任を負う。

4 発注者は、この契約の目的物の引渡しの際に、第1項の瑕疵があることを知ったときは、遅滞なく書面をもってその旨を受注者に通知しなければ、 [redacted]でき

ない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときはこの限りではない。

5 [redacted]注者は、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6か月以内でなければ、第1項の権利を行使できない。

6 [redacted]瑕疵又は滅失若しくは毀損については適用しない。ただし、施工について受注者の故意又は重大な過失によるとき又は受注者がその適当でないことを知りながらあらかじめ発注者に通知しなかったときは、受注者は、その責任[redacted]ず、発注者が適切な指示をしなかった場合はこの限りではない。)

発注者の指示による場合

[redacted]建築設備の機器の性質又は図面及び仕様書に指定された施工方法による場合

その他施工について発注者の責めに帰すべき事由による場合

7 この契約が住宅品質確保促進法第87条第1項に定める住宅を新築する[redacted]ら[redacted]水の浸入を防止する部分として、同法施行令第6条第1項又は第2項で規定するものの瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。

第18条 (請負代金の変更)

[redacted]指

示書(様式1)を利用して求めることができる。

工事の追加、変更があった場合。

[redacted]額が適当でないと認められる場合。

2 請負代金を変更する場合は、工事の減少部分については工事費内訳書等により、増加部分については時価とする。

第19条 (注文者の解除権)

[redacted]者は解除によって受注者に生じた損害を賠償する。

2 次に定める事項にあたる場合、注文者は受注者に工事を中止させるか、[redacted]正当な事由なく、受注者が着手期日を過ぎても工事に着手しない場合。[redacted]期限後相当期間内に、受注者が工事を完成する見込みがないと認められることが証明された場合。

注文者の書面による承認がないにも関わらず、工事の全部又は大部分を一括して施工者以外の第三者に委任し、若しくは請け負わせた場合。

[redacted]的を達することができない場合。

受注者が第18条に規定する事由がないのに契約の解除をした場合。

3 [redacted]者受注者協議の上精算する。このとき前払金額に残額がある場合は、受注者はその残額について無利息で注文者に返還する。

第20条 (受注者の解除権)

[redacted]を定めて催告しても、注文者が支払いをしない場合は、受注者は工事を中止することができる。

2 [redacted]る。  
受注者の責に帰しえない工事の遅延又は中止期間が工期の3分の1以上、又は2カ月に達した場合。

[redacted]少し  
した場合。  
注文者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められる場合。

3 [redacted]  
4 第1項、第2項による解除の場合、前条第3項の規定を準用する。

#### 第21条（解除に伴う措置）

[redacted]音の  
工事材料及び建築設備の機器（有償支給材料を含む。）を引き受けるものとして、発注者、受注者が協議して精算する。

#### 第22条（契約書作成費用）

[redacted]注者  
が折半して負担する。

#### 第23条（紛争の解決）

[redacted]方の  
承認する第三者を選んでこれに紛争の解決を依頼するか又は建築業法等の定める解決方法によって解決を図る。

2 [redacted]場合、

[redacted]又は打ち切った場合は、当事者は、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付することができる。

3 住宅品質確保促進法第6条第3項に定める建設住宅性能評価書の交付され  
[redacted]定  
住宅紛争処理機関の斡旋、調停又は仲裁によってその解決を図ることが  
できる。

4 [redacted]を  
管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

#### 第24条（情報通信の技術を利用する方法）

この約款において書面により行わなければならないこととされている通  
[redacted]お  
いて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用す  
[redacted]ず  
るものでなければならない。

#### 第25条（附則）

この契約に定めのない事項については、注文者受注者協議の上、これを定めるものとする。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

\_\_\_\_\_に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約、工事請負約款を充分お読み下さい。

\_\_\_\_\_売による取引

「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は文書をも  
\_\_\_\_\_除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア)お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

\_\_\_\_\_

上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文主)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

\_\_\_\_\_

請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

\_\_\_\_\_)全額を無利息にて返還いたします。

役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

\_\_\_\_\_提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

上記クーリングオフの適用につき説明を受け納得したうえで契約を締結いたします。注文者

Ⓜ

説明担当者 \_\_\_\_\_

Ⓜ